

# まちづくりだより

第一整備地区

第16号

## 29街区の使用収益を開始しました！！

この度、29街区の工事完了等に伴い、平成31年1月18日より仮換地の使用収益を開始しました。関係権利者の皆様のご理解とご協力に感謝申し上げます。他街区についても、早期の使用収益開始を目指して、事業の推進を図ってまいります。



## 建築行為等の制限について

土地区画整理事業区域内では、土地区画整理法第76条第1項に基づき建築行為等が制限され、以下のような建築行為等を行う場合には相模原市長の許可が必要となります。

### 対象となる建築行為等

- ・ 土地の形質の変更（盛土、切土、埋立等）
- ・ 建築物やその他の工作物（土留/擁壁等）の新築、改築若しくは増築
- ・ 移動の容易でない物件（5トンを超えるもの）の設置若しくは堆積

申請書類は相模原市のホームページ等で入手可能です。  
なお、申請窓口及び相談窓口は麻溝台・新磯野地区整備事務所となりますので、お気軽にご相談ください。

建築物の建築にあたっては、上記の手続きのほかに、建築確認申請や地区計画の届出等が必要となります。

## 仮換地分割等について

仮換地を分割するには、その仮換地に対応する従前地を分筆し、法務局にて登記申請等の手続きをする必要があります。ただし、地区内は工事等により従前地の境界等を確認できないこともあることから、登記申請時に施行者（市）の証明が必要となります。

そのため、仮換地の分割を希望される場合は事前に当事務所へご相談ください。



## 権利変動等に伴う届出について

引越し等による住所の変更や、土地区画整理事業区域内の土地の売買、相続等による所有権の変更があった場合は当事務所までご連絡ください。

## 土地区画整理審議会の開催報告等

平成30年12月5日（水）に第15回土地区画整理審議会を開催し、次の事項について諮問し、同意する旨等の答申をいただきました。

- 仮換地の使用収益開始日の通知について
- 仮換地指定の効力発生の日等について

## 土地区画整理審議会委員を選任（変更）しました

土地区画整理審議会委員の株横浜銀行相模原駅前支店長「山下 明良（やました あきら）」様の人事異動に伴い、その後任である「若林 浩之（わかばやし ひろゆき）」様を平成30年10月1日付で選任（変更）しました。



ご意見やご不明な点がございましたら下記事務局までご連絡ください。

### 【事務局】

相模原市都市建設局まちづくり事業部  
麻溝台・新磯野地区整備事務所

TEL：042-769-9254 FAX：042-754-8490

